

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧																		
愛媛県手数料条例	愛媛県手数料条例																		
平成12年3月24日 条例第3号	平成12年3月24日 条例第3号																		
(指定試験機関等への納入)	(指定試験機関等への納入)																		
第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表2の表1の項、104の2の項、106の2の項若しくは107の項、別表5の表7の項、48の項若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験、分析、調査又は情報の公表(以下「試験等」という。)を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験等を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、第3条から前条までの規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。	第7条 法律の規定に基づき知事が別表1の表20の項、26の項、35の項、51の項、52の項若しくは84の項、別表5の表7の項、48の項若しくは64の項又は別表6の表16の項若しくは32の項に掲げる事務を行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う当該各項に規定する試験又は分析を受けようとする者は、当該各項に定める手数料を当該試験又は分析を行う指定試験機関等に納入しなければならない。この場合において、前4条の規定は適用せず、手数料の納入の方法その他手数料の納入に関し必要な事項は、当該指定試験機関等の定めるところによる。																		
2 省略	2 省略																		
別表(第2条、第3条、第7条関係)	別表(第2条、第3条、第7条関係)																		
1 消防防災関係事務手数料	1 消防防災関係事務手数料																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31</td> <td>製造保安責任者試験 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定す</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～50	省略		51	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31	製造保安責任者試験 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定す	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事務</th> <th style="width: 15%;">名称</th> <th style="width: 70%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>51</td> <td>高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31</td> <td>製造保安責任者試験 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	事務	名称	金額	1～50	省略		51	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31	製造保安責任者試験 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円
事務	名称	金額																	
1～50	省略																		
51	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31	製造保安責任者試験 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定す																	
事務	名称	金額																	
1～50	省略																		
51	高圧ガス保安法施行令第18条第2項第1号の規定に基づく高圧ガス保安法第31	製造保安責任者試験 (1) 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円																	

新			旧		
条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施		<p>る電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下この項、52の項及び84の項において「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあつては、9,500円）</p> <p>(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円）</p> <p>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円）</p> <p>(4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、9,500円）</p> <p>(5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつては、8,900円）</p>	条第2項に規定する製造保安責任者試験の実施		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(4) 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 10,000円_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 9,400円_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
52 高圧ガス保安法第31条第	販売主任者試	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 8,500円（電	52 高圧ガス保安法第31条第	販売主任者試	(1) 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 8,500円__

新			旧		
2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	験手数料	子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、8,000円) (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,700円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、6,200円)	2項の規定に基づく販売主任者試験の実施	験手数料	_____ _____ _____ (2) 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 6,700円_____ _____ _____
53・54 省略			53・54 省略		
55 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	附属品検査又は附属品再検査手数料	(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円 イ 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円 (2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円 イ 内容積500リットル以上 1,000リットル未満の容器 1個につき540円	55 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第6号の規定に基づく高圧ガス保安法第49条の2第1項に規定する附属品検査又は同令第18条第2項第7号の規定に基づく同法第49条の4第1項に規定する附属品再検査	附属品検査又は附属品再検査手数料	(1) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器_____ _____ _____に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積150リットル以上の容器 1個につき31円 イ 内容積150リットル未満の容器 1個につき24円 (2) その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査又は附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 内容積1,000リットル以上の容器 1個につき1,100円 イ 内容積500リットル以上 1,000リットル未満の容器 1個につき540円

新		
		ウ 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円
56～83 省略		
84 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	23,000円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、22,500円)
85～90 省略		
備考 省略		

2 保健福祉関係事務手数料

事務	名称	金額
1～63 省略		
64 臨床検査技師等に関する法律	衛生検査所登録申請手数料	80,000円
		(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査
65 臨床検査技師	衛生検査	8,200円

旧		
		ウ 内容積500リットル未満の容器 1個につき21円
56～83 省略		
84 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の5第2項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施	液化石油ガス設備士試験手数料	23,000円
85～90 省略		
備考 省略		

2 保健福祉関係事務手数料

事務	名称	金額
1～63 省略		
64 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	衛生検査所登録申請手数料	80,000円
		(昭和33年法律第76号)第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査
65 臨床検査技師	衛生検査	8,200円

新			旧		
師等に関する法律 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	査所登録証明書書換え交付手数料		師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の書換え交付	査所登録証明書書換え交付手数料	
66 臨床検査技師等に関する法律 第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200円	66 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録に関する証明書の再交付	衛生検査所登録証明書再交付手数料	8,200円
67 臨床検査技師等に関する法律 第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000円	67 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の変更の申請に対する審査	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000円
68～73の7 省			68～73の7 省		

新			旧		
略			略		
73の8 薬事法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査((2) に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) 48,400円 イ 医薬品(一般) 28,800円 ウ 医薬品(包装等) 14,500円 エ 体外診断用医薬品(一般) 28,800円 オ 体外診断用医薬品(包装等) 14,500円 カ 医薬部外品(無菌) 48,400円 キ 医薬部外品(一般) 28,800円 ク 医薬部外品(包装等) 14,500円 ケ 医療機器(滅菌) 48,400円 コ 医療機器(一般) 28,800円 サ 医療機器(包装等) 14,500円 (2) 医薬品、医薬部外品若しく	73の8 薬事法第14条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 _____ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 医薬品(無菌) 48,400円 イ 医薬品(一般) 28,800円 ウ 医薬品(包装等) 14,500円 エ 体外診断用医薬品(一般) 28,800円 オ 体外診断用医薬品(包装等) 14,500円 カ 医薬部外品(無菌) 48,400円 キ 医薬部外品(一般) 28,800円 ク 医薬部外品(包装等) 14,500円 ケ 医療機器(滅菌) 48,400円 コ 医療機器(一般) 28,800円 サ 医療機器(包装等) 14,500円

新				旧			
			<p>は医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における製造販売の承認又は一部変更承認を受けようとするときに受ける調査 14,500円</p> <p>(3) 薬事法施行令第21条で定める期間を経過するごとに受ける調査（(4)に掲げる調査を除く。） 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 104,000円 に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） 73,200円 に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 38,600円 に1品目につき500円を加算した額</p> <p>エ 体外診断用医薬品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p>				<p>(2) 薬事法施行令第21条で定める期間_____ごとに受ける調査_____</p> <p>_____ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品（無菌） 104,000円 に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品（一般） 73,200円 に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品（包装等） 38,600円 に1品目につき500円を加算した額</p> <p>エ 体外診断用医薬品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品（無菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p>

新				旧			
			キ 医薬部外品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額 ク 医薬部外品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額 ケ 医療機器（滅菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額 コ 医療機器（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額 サ 医療機器（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額 (4) <u>医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合（他に委託して行った場合を含む。）における薬事法施行令第21条で定める期間を経過するごとに受ける調査 38,600円に1品目につき 500円を加算した額</u>				キ 医薬部外品（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額 ク 医薬部外品（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額 ケ 医療機器（滅菌） 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額 コ 医療機器（一般） 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額 サ 医療機器（包装等） 38,600円に1品目につき500円を加算した額
73の9～82 省略				73の9～82 省略			
83 薬事法第80条第1項の規	輸出用医薬品、	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額		83 薬事法第80条第1項の規	輸出用医薬品、	次に掲げる調査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	

		新			旧	
定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料	(1) 製造をしようとするときに受ける調査((2) に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額	ア 医薬品(無菌) 48,400円 イ 医薬品(一般) 28,800円 ウ 医薬品(包装等) 14,500円 エ 体外診断用医薬品(一般) 28,800円 オ 体外診断用医薬品(包装等) 14,500円 カ 医薬部外品(無菌) 48,400円 キ 医薬部外品(一般) 28,800円 ク 医薬部外品(包装等) 14,500円 ケ 医療機器(滅菌) 48,400円 コ 医療機器(一般) 28,800円 サ 医療機器(包装等) 14,500円	定に基づく輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造管理又は品質管理の方法の基準への適合性調査の申請に対する審査	医薬部外品又は医療機器の製造管理及び品質管理の基準適合性調査申請手数料	(1) 製造をしようとするときに受ける調査_____次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
		(2) <u>医薬品、医薬部外品若しくは医療機器の試験検査又は医療機器の設計及び開発を製造所以外の施設において行った場合(他に委託して行った場合を含む)</u>				(1) 製造をしようとするときに受ける調査_____次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

新			旧		
		<p>。)における製造をしようとするときに受ける調査 14,500円</p> <p>(3) 薬事法施行令第71条で定める期間を経過するごとに受ける調査((4)に掲げる調査を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) 104,000円 に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品(一般) 73,200円 に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品(包装等) 38,600円 に1品目につき500円を加算した額</p> <p>エ 体外診断用医薬品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品(無菌) 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>キ 医薬部外品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ク 医薬部外品(包装等) 38</p>			<p>(2) 薬事法施行令第71条で定める期間を経過するごとに受ける調査</p> <p>_____ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 医薬品(無菌) 104,000円 に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>イ 医薬品(一般) 73,200円 に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ウ 医薬品(包装等) 38,600円 に1品目につき500円を加算した額</p> <p>エ 体外診断用医薬品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>オ 体外診断用医薬品(包装等) 38,600円に1品目につき500円を加算した額</p> <p>カ 医薬部外品(無菌) 104,000円に1品目につき2,100円を加算した額</p> <p>キ 医薬部外品(一般) 73,200円に1品目につき1,000円を加算した額</p> <p>ク 医薬部外品(包装等) 38</p>

新			旧		
		,600円に1品目につき500円を 加算した額 ケ 医療機器(滅菌) 104,000 円に1品目につき2,100円を加 算した額 コ 医療機器(一般) 73,200 円に1品目につき1,000円を加 算した額 サ 医療機器(包装等) 38,6 00円に1品目につき500円を加 算した額 (4) <u>医薬品、医薬部外品若しく は医療機器の試験検査又は医療 機器の設計及び開発を製造所以 外の施設において行った場合(</u> <u>他に委託して行った場合を含む</u> <u>。)</u> における薬事法施行令第71 条で定める期間を経過するごと に受ける調査 38,600円に1品 目につき500円を加算した額			,600円に1品目につき500円を 加算した額 ケ 医療機器(滅菌) 104,000 円に1品目につき2,100円を加 算した額 コ 医療機器(一般) 73,200 円に1品目につき1,000円を加 算した額 サ 医療機器(包装等) 38,6 00円に1品目につき500円を加 算した額
84~104	省略		84~104	省略	
104の2	<u>介護</u> <u>保険法(平成</u> <u>9年法律第1</u> <u>23号)第69条</u> <u>の2第1項の</u> <u>規定に基づく</u> <u>介護支援専門</u> <u>員実務研修受</u> <u>講試験の実施</u>	<u>介護支</u> <u>援専門</u> <u>員実務</u> <u>研修受</u> <u>講試験</u> <u>実施事</u> <u>務手数</u> <u>料</u>	8,000円		

新			旧			
104の3 介護 保険法第69条 の7第1項の 規定に基づく 介護支援専門 員証の交付	介護支 援専門 員証交 付手数 料	次に掲げる場合の区分に応じ、それ ぞれ次に定める金額 (1) 介護保険法第69条の7第5 項の規定に基づいて登録の移転 の申請とともに交付の申請を行 う場合 3,800円 (2) その他の場合 4,200円				
104の4 介護 保険法第69条 の7第1項の 規定に基づく 介護支援専門 員証の書換え 交付	介護支 援専門 員証書 換え交 付手数 料	1,600円				
104の5 介護 保険法第69条 の7第1項の 規定に基づく 介護支援専門 員証の再交付	介護支 援専門 員証再 交付手 数料	1,100円				
104の6 介護 保険法第69条 の8第1項の 規定に基づく 介護支援専門 員証の有効期 間の更新の申 請に対する審	介護支 援専門 員証の 有効期 間の更 新申請 手数料	2,700円				

新		
査		
105 介護保険法 第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	介護老人保健施設開設許可手数料	63,000円
106 省略		
106の2 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査	介護サービス情報の調査手数料	46,000円
107 介護保険法第115条の29第3項の規定に基づく介護サービス情報の公表	介護サービス情報の公表手数料	15,800円
108～113 省略		
備考 省略		

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1～12 省略		

旧		
105 介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可	介護老人保健施設開設許可手数料	63,000円
106 省略		
107 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第35条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	7,000円
108～113 省略		
備考 省略		

6 その他の手数料

事務	名称	金額
1～12 省略		

新			旧				
13	通訳案内士法（昭和24年法律第210号）第18条の規定に基づく通訳案内士の登録の申請に対する審査	通訳案内士登録申請手数料	5,100円	13	通訳案内業法（昭和24年法律第210号）第3条の規定に基づく通訳案内業の免許の申請に対する審査	通訳案内業免許申請手数料	5,100円
14	通訳案内士法第23条第2項の規定に基づく通訳案内士登録証の訂正	通訳案内士登録証訂正手数料	4,000円	14	通訳案内業法第9条の規定に基づく通訳案内業の免許証の再交付	通訳案内業免許証再交付手数料	4,000円
15	通訳案内士法第24条の規定に基づく通訳案内士登録証の再交付	通訳案内士登録証再交付手数料	4,000円	15	通訳案内業法第9条の規定に基づく通訳案内業の免許証の書換え	通訳案内業免許証書換え手数料	4,000円
16・17	省略			16・17	省略		
18	旅券法第9条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円	18	旅券法第8条第1項の規定に基づく一般旅券の渡航先の追加	一般旅券渡航先追加手数料	300円
19	旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項	一般旅券記載事項訂正手数料	200円	19	旅券法第9条第1項____の規定に基づく一般旅券の記載事項	一般旅券記載事項訂正手数料	200円

新			旧		
の訂正			の訂正		
20 削除			20 旅券法第10条第1項の規定に基づく一般旅券の再発給	一般旅券再発給手数料	1,600円
21～37 省略			21～37 省略		
38 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円	38 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可申請手数料	100,000円
39 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	94,000円	39 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	94,000円
40～43 省略			40～43 省略		
44 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6	特別管理産業廃棄物処分業	100,000円	44 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第4	特別管理産業廃棄物処分業	100,000円

新			旧		
頂の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請に対する審査	許可申請手数料		頂の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の申請に対する審査	許可申請手数料	
45 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分量の更新申請手数料	95,000円	45 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新の申請に対する審査	特別管理産業廃棄物処分量の更新申請手数料	95,000円
46～48 省略			46～48 省略		
49 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 130,000円 (2) その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 110,000円	49 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 130,000円 (2) その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に係る審査 110,000円
49の2～64 省			49の2～64 省		

新			旧		
略			略		
備考 省略			備考 省略		